

平成 2 2 年 9 月 1 日

平成 2 2 年第 3 回 岬町 議会 定例会

第 1 日 会議録

平成22年第3回(9月)岬町議会定例会第1日会議録

○平成22年9月1日(水)午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり13名であります。

1番	川 端 啓 子	2番	鍛 治 末 雄	3番	中 原 晶
5番	和 田 勝 弘	6番	出 口 實	7番	奥 野 学
8番	谷 本 貢	9番	反 保 多喜男	11番	辻 下 文 信
12番	辻 下 正 純	13番	豊 国 秀 行	14番	小 川 日出夫
15番	竹 内 邦 博				

欠席議員 1名(10番 岡本重樹)

傍 聴 3名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田 代 堯	教 育 長	田 中 繁 樹
総 務 部 長	中 口 守 可	総 務 部 理 事 兼特命対策課担当理事	中 村 光 延
企 画 部 長	笠 間 光 弘	総 括 理 事	白 井 保 二
住 民 福 祉 部 長	芦 田 貴 志 雄	都 市 整 備 部 長	松 永 英 三
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長	古 谷 清	企 画 部 理 事 兼人権推進課長	谷 下 泰 久
住 民 福 祉 部 理 事 兼子育て支援課長	南 康 明	住 民 福 祉 部 理 事 兼保険年金課長	岡 本 茂
都 市 整 備 部 理 事	入 口 博 行	都 市 整 備 部 上下水道担当理事	末 原 光 喜
会 計 管 理 者 兼 理 事	淵 原 義 仁	特 命 対 策 課 長 (企業誘致担当)	西 啓 介
総 務 部 総 務 課 長	中 田 道 徳	総 務 部 危 機 管 理 監 兼危機管理課長	亀 崎 義 夫

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博

議会事務局副理事 大 山 鐵 男

○会 期

平成22年9月1日から22日（22日間）

○会議録署名議員

7番 奥 野 学 8番 谷 本 貢

議事日程

日程1	会議録署名議員の指名
日程2	会期の決定
日程3	一般質問

(午前10時00分 開会)

○竹内邦博副議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成22年第3回岬町議会定例会を開会します。

ただいまの時刻、午前10時00分です。

本日の出席議員は13名です。欠席議員は1名です。

定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○竹内邦博副議長 議長、岡本重樹君が体調不良のため今期定例会を欠席しますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が議長の職務を行います。

○竹内邦博副議長 日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名します。

7番奥野 学君、8番谷本 貢君、以上の2名の方をお願いいたします。

○竹内邦博副議長 日程2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日9月1日から9月22日までの22日間としたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日9月1日から9月22日までの22日間と決定しました。

○竹内邦博副議長 今期定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつを求められていますので、これを許可します。町長、田代 堯君。

○田代町長 皆さん、おはようございます。

9月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方には、ますますご健勝でご活躍のことと心からお喜びを申し上げます。

冒頭、さきの豪雨災害により被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。豪雨により国道、府道の通行どめや土砂崩れの発生により、岬町は一時、陸の孤島化となりました。今後、南海地震の発生が予測されておりますので、深日港のストックを再利用して災害から住民の皆様を守る拠点にできるよう検討を重ね、減災に向けて最善を尽くしてまいり所存でございます。

さて、本年は例年になく猛暑が続き、残暑も甚だ厳しい暑さとなっております。これから迎える行楽シーズンに向け、岬町には行楽の地として、とっとパーク小島、海上釣り堀、みさき公園、里海公園、孝子の森などのさまざまなレジャースポットがあり、町内外から多くの家族や若者が岬町を訪れることと思います。しかし、観光客に提供できる特産品が少なく、せっかくのビジネスチャンスを生かし切れていないのが現状であります。私は、岬町の特産品のPRをさらに強化させて地域の経済力を高め、活性化につなげていきたいと考えております。

さて、長松自然海岸の町道については、タウンミーティングでも周知してまいりましたが、土砂崩れによる通行どめで町民の皆様には大変ご迷惑をおかけしております。この海岸道路は、生活道路だけでなく、週末には海辺での憩いの道として町外から多くの方が訪れており、観光の視点からも地域の活性化につながる道であります。安全を確保して通行できるように、現在、復旧に向けて国、府と調整を進めております。

私は、海岸道路の復旧のため、ふるさと納税で町外の方から寄附を募り、少しでも自主財源を確保し、25年度までと見込まれる工事期間中においても、できるだけ片側通行が可能な工事として、海辺の観察会やウォーキング、サイクリングなどが再び安全に楽しめるように、町内外の皆様幅広いご協力を得て復旧してまいりたいと思っております。ふるさと納税の寄附の呼びかけの際には、何とぞご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、第二阪和国道事業の推進につきましては、周辺地域整備もあわせて進めているところであります。これにつきましては、工事土砂の仮置きなどで財源の面でも多奈川地区財産区のご理解とご協力によるものが大きく寄与しております。この場におきまして、深く御礼を申し上げます。

今後も元気な岬町を築くために、職員一同、このまちで愛着を持って暮らす住民の皆様を大切に、温かみのある行政を進めてまいりたいと思っております。議会の皆様のお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、本定例会にご提案申し上げますが、平成22年度岬町一般会計補正予算（第3次）のほか、専決処分承認を求める件5件、平成22年度岬町一般会計補正予算（第4次）の件のほか、補正予算の件5件、大阪広域水道企業団の設置に関する協議についての件1件、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件1件、平成21年度成果報告・決算に関する説明、平成21年度岬町一般会計決算認定の件のほか、決算認定の件15件、平成21年度岬町健全化判断比率報告の件のほか、報告の件5件、以上、27議案と報告が5件でございます。どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

○竹内邦博副議長 以上で、町長のあいさつが終わりました。

○竹内邦博副議長 日程3、「一般質問」を行います。

順位に従いまして、質問を許可します。

初めに、中原 晶君。

○中原 晶議員 おはようございます。日本共産党の中原 晶です。

本日は防災の日であり、岬町でも朝から訓練が実施されております。この間、国内外で多くの災害が発生し、岬町でも7月に起きた猛烈な豪雨に見舞われ、被害が引き起こされました。災害の復旧に当たった職員の皆さんには大変ご苦勞なことだったと思います。被害に遭われた皆さんにお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧に行政が尽力されることとあわせて、今後の災害への備えと災害に強いまちづくりなど、住民の命と財産を守る政治の実現を改めて求めるものであります。

さて、国内の経済は、ギリシャ危機を発端とする欧州経済の混乱やアメリカ経済の低迷が長期化する見通しが強まっていることなどから、ユーロ・ドル安、円高が進んでおります。日銀が追加の金融緩和策を発表し、政府も経済対策の基本方針を決定しましたが、従来の延長線上の政策が中心で、国民生活への大きな効果は期待できません。

先日発表された4月から6月期の国内総生産速報では、家計消費を初めとする内需の弱さが改めて浮き彫りとなり、内需の冷え込みと大企業の下請単価たたきに苦しんでいる中小企業が円高によってさらなる打撃を受けることも懸念されます。内需が長期にわたって低迷し、ますます輸出頼みを強めている日本経済のあり方そのものが円高の影響をより増幅させ、国民生活にも地域経済にも暗い影を落としています。

そんな国民の苦しみをよそに、国政上では民主党が代表選挙に奔走しており、あきれるとしか言いようがありません。これまで続けられてきた政治によって、貧困と格差が広がり、壊され続けてきた介護や医療などの福祉施策の回復もなく、雇用の不安定化が続いていることへの抜本的な対策もとられない中で、岬町にお住まいの皆さんにおいても、今現在も貧困に苦しみながら毎日を耐え忍び、あすへの光が見えないまま生活を送っている方がたくさんおられます。根本的な責任は国の施策にあると考えるものでありますが、岬町は一番身近な自治体として住民の暮らしを守る責任があり、その責任を果たすために全力を尽くすよう初めに求めて質問を行います。

まず初めに、子育て支援策の充実について質問をいたします。

安心して子育てできる環境を整えることは、行政の重要な課題の一つとなっています。子どもへの虐待が後を絶たない現代、子育て世代の抱える問題は大変深刻です。子育てへの支援はさまざまな方面から総合的になされるべきものでありますが、今回提案するのは一時保育サービスの無料利用券の配布であります。

子育て支援策の一つとしてニーズの高かった一時保育サービス事業が昨年10月から始められ、利用者からは大変喜ばれています。この事業をより利用しやすくするために無料の利用券を配布してはいかがでしょうか、答弁を求めます。

○竹内邦博副議長 住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 中原議員の一時保育サービスをより利用しやすくするための無料利用クーポン券の配布の提案についてお答えいたします。

まず、現在、岬町が実施をしております一時預かり事業の概要について簡単に説明をしておきたいと思います。

この一時預かり事業は昨年の10月から開始をしております。現在、満1歳以上から就学前の子どもたちをさまざまな理由として大きく三つありますけれども、保護者の就労あるいは就学によって家庭保育が困難である場合、あるいは保護者の病気、事故、出産、看護、介護あるいは冠婚葬祭等によって家庭での保育が困難となる場合、それと三つ目には、保護者のリフレッシュあるいは自己啓発等によって家庭保育が困難になる場合、大きくこの三つの理由というものに該当すれば、子どもさんを預かるというシステムにしております。

利用する場合については事前登録制という制度をしいておまして、その際に傷害保険料を負担していただくということと、実際に利用される場合につきましては、1歳から3歳未満までの子どもさんについては1日4,000円、3歳以上就学前までの子どもさんについては1日2,800円、半日コースについては、それぞれ今言った金額の半額を自己負担として徴収している

ところであります。

利用状況ですけれども、平成21年10月中旬から実施しまして、約半年間の実績では登録者数が20名、利用件数が計30件でした。今年度に入りまして、登録者数は21名、利用については8月中旬までの5カ月弱で31件の利用実績ということになっております。

この一時預かり制度につきましては、サービスを受ける側に、先ほど言いました大きく三つの理由があるということで、それぞれに理由があつて、なおかつ保護者のほうに、このサービスを受けるかどうかの選択をする選択権があります。当然、保護者の方が、それではこのサービスを利用しようということで、この一時預かり事業を利用できるということでもあります。

中原議員ご提案のこの無料利用クーポン券の配布につきましては、この一時預かり事業というのがサービスを必要とする人の選択的な事業であることから、個人の必要性の有無を問わず広く無料クーポン券を配布するということは、この一時保育事業の趣旨になじまないというふうに考えているところであります。

もちろん、この一時預かり事業そのものについては、周知を図って、一人でもこの制度を知っていただいた上で多くの方に利用していただきたいということで、広報媒体を活用して今後も周知を図っていききたいというふうに考えています。

以上です。

○竹内邦博副議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいま芦田部長からご答弁いただきましたけれども、リフレッシュを含んで大きく三つの事由が認められれば利用が可能であるということが述べられたところであります。

私が今回この提案をするということに至りましたのは、選択権の問題、先ほどおっしゃられましたけれども、無料券が配られたからといって強制的に利用しなければならないというものではありませんので、当然、利用する、しないは保護者の選択権が確保されているということを前提と考えたものであるということをお先に申し上げておくものでありますけれども、無料券の配布によって一時サービスの利用がふえることが大きな子育て支援に寄与するというふうに考えたからであります。先ほど三つの事由を大きく挙げていただきましたけれども、例えば一時保育を利用するということによって一時的に子どもと距離を置くことができ、保護者がリフレッシュできる時間がつくれるということも大きな効果の一つであると考えているものであります。

皆さんご承知のとおり、先日、大阪市西区で痛ましい虐待事件が起きました。さまざまな報道がなされておりますが、母親は自分の時間が欲しかったというふうに証言しているという報道を耳にしております。自分の時間が全くないに等しい保護者に自由になる時間をつくるというのは、

子育て中の保護者への大きな支援につながると考えるものであります。

また、無料券の配布によって、これをきっかけにして子育て支援センター自体に初めて足を運ぶ保護者もいるかもしれません。支援センターでは、子育ての不安や悩みの相談も受け付けています。悩んでいる保護者の相談につながるということも考えられます。つどいの広場の事業やイベントなどにも精力的に取り組んでいるのが支援センターでありますから、そういった事業に保護者が参加するというきっかけになるかもしれません。そういったことを通じて、同じ子育てをする親同士の仲間ができたり、情報交換の場になるかもしれません。そういったことで子育てへの不安を取り除くことにつながり、保護者の孤立感を取り除くことにつながるのではないかと考えるものであります。

先ほど芦田部長の答弁でもありましたとおり、この一時預かり事業の登録実績、また利用実績とも、まだ少ないというのが現状であります。定員に満たない場合に受け入れるという形にすれば、現在の支援センターの職員の配置状況で十分対応できる状態でもあり、町にとっても新たな予算の必要もありません。

大阪府下では、能勢町で2005年度から一時保育の無料補助券を配布しております。利用者からは大変喜ばれていると聞き及んでおります。能勢町では、就学前の子どもを持つ家庭で一時保育の利用を希望する方すべてに利用登録時に年間5枚の利用券を配布しております。この利用券の配布が大変喜ばれて、一時保育を利用する家庭がふえたと聞き及んでおります。

今後、子育て支援策の一つとしてご検討を願えるように、この場では求めるにとどめておきたいと思えます。

引き続き、子育て支援センターの老朽化の影響について質問をいたします。

岬町内のどの施設でも老朽化が激しく、修理が必要な箇所が多くありますが、7月の集中豪雨のときに子育て支援センターでも何カ所も雨漏りが発生したとのことであります。特にひどかったのが調理室だったとのことで、冷蔵庫の裏を雨が滝のように流れていたとのことです。調理室では毎日の保育所の子どもたちが食べる給食をつくっており、雨漏りによって冷蔵庫が故障するようなことがあれば、安定して安全な食を提供することができなくなります。

この事態を受けて、今回の質問の準備をしていたところ、調理室の雨漏りについては応急的な処置がなされ、そのことについては迅速な対応を評価するものであります。しかしながら、ほかにも雨漏り箇所が複数あり、調理室も含めて抜本的な対策が必要だと考えます。今後も集中豪雨が発生することなどが考えられますので、早期の補修が必要となっております。抜本的な修理については町としてはどのような計画をお持ちか、ご答弁を求めます。

○竹内邦博副議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 中原議員の子育て支援センターの調理室をはじめとする各施設の補修計画についてお答えします。

まず、子育て支援センターは、旧緑ヶ丘保育所の保育室を活用して実施をしているわけですが、その中に淡輪保育所、こぐま園に給食を提供する調理室があります。それと、後で増築をしましたけれども、障害児施設のこぐま園という大きく三つの施設があのか敷地内にあるということでありまして、その基本的な施設であります緑ヶ丘保育所の保育室は、昭和47年の建築時にあのか施設の中につくられた調理室でありまして、約40年弱、38年を経過しているという状況であります。

7月15日の大雨によりまして、この調理室のところ、それから子育て支援センターの遊戯室、それと2階の階段の壁付近で雨漏りが発生しました。調理室につきましては、原因については、雨水がかなり集中的に降ったために屋根からなかなかはけないという状態で、そのはけない雨水が屋根にたまって、それが調理室内に落ちてくるということでしたので、樋のつけかえによって修理をしてきたところであります。残った調理室以外の遊戯室あるいは2階階段の問題につきましては、これは屋根自身の防水シートが破損しておりますので、この前のような大雨が降ると、そこから少し漏れてくるという状況でありますので、これは簡単な補修ということでは済まない、かなり金額的に必要な補修になりますので、今後、予算要求をしていきたいというふうに考えているところであります。

中原議員ご質問の今後の補修計画でありますけれども、老朽化が激しいものですから、当然それぞれにつきまして小さな補修というのが必要になるということでもありますけれども、全面改修あるいは建てかえということも、今後この調理室については必要なことであるというふうに考えます。

ただ、この計画については、かなり現在の状況が流動的でありまして、例えば国の就学前の子ども教育、保育のあり方についてどのような仕組みづくりをするのかということについても、幼保一元化という方向で進みますが、その施設の基準なりをどういうふうにしていくのかというのがここ数年来で出てくるだろうというふうに考えます。そういうような、まだ全然わからないような状況ですが、そのような国の動向を見ながら、当面は、今後も必要に応じて必要な維持補修を行いながら使っていきたいというふうに考えています。

以上です。

○竹内邦博副議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいまご答弁いただきましたけれども、調理室については一定の応急的処置がなされたということでありまして、これは私も先ほど述べたとおりであります。それ以外にも遊戯室、それから2階の階段の壁とおっしゃいましたけれども、これ以外にも1階の廊下部分で数カ所、雨漏りの跡も見られ、先日の7月の集中豪雨のときにも1階の廊下の奥の部分で雨漏りが発生したというふうに確認をしているところであります。

芦田部長おっしゃるとおり、このことについては全面的な改修が必要となってくるところでもありましようから、予算要求をしていくということをおっしゃられましたので、少なくとも、この施設の目的が達成できるように維持補修をしていっていただきたいというふうに考えるものであります。

この施設は、言うまでもなく、いつでも子どもと親が安心して遊びに来れるというふうに設置されている場所なわけですから、それに見合う形で実施できるように予算要求も精力的に行っていただきたいと思ひますし、また町としても、その担当部課の要望に積極的にこたえていただきたいというふうに思ひます。

続きまして、国民健康保険について質問をいたします。

大阪府下の市町村の国民健康保険料を同一料金にしようという動きが起こっております。このことが現実のものになれば、国民健康保険に加入しておられる皆さんにさまざまな影響が及ぶことは言うまでもありません。

国民健康保険の料金統一化については、せんだって7月22日に橋下知事と16の自治体の長との協議で確認をされた模様であります。その協議の場では、一般会計からの法定外の繰り入れを行っている自治体は繰り入れもやめたい、自治体独自で行っている減免もやめたいということが背景にありまして、橋下知事がリーダーシップをとれば、料金が値下げされても自治体は文句を言わないことなどを話し合い、年内に保険料の試算を行うということが確認をされております。

この動きにかかわって、私が懸念することを順次お聞きしたいと思ひます。

まず第1に、保険料の問題であります。

大阪府下が統一料金にされたという場合、現在と比べて保険料金は高くなるか、安くなるか、どう予想されるとお考えでしょうか。

○竹内邦博副議長 ただいまの質問に対しまして、理事者の答弁を求めます。

住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 中原議員のご質問にお答えします。

今の保険料が統一された場合に高くなるか、低くなるかという話の前に、この間のちょっと動きについて皆さんにご説明をしておきたいと思います。

まず、国民健康保険制度の全国的な流れ、つまり国の流れなんですけれども、現在、国保制度というのは市町村単位で運営されています。これを都道府県が中心になって広域化を進めることができるための法改正がことしの5月の12日に成立をして、全都道府県で、この広域化についての支援方針を12月までに策定するということが検討中という状況であります。この広域化等の支援方針の策定につきましては、国保の財政の安定化と国保料の標準化あるいは平準化をねらいとしたものでありまして、国保の都道府県単位化を都道府県主導で現実のものとするというために盛り込まれたものであります。

また、厚労省のほうでは高齢者の医療制度改革会議が開かれておりまして、ここでは主に後期高齢者医療制度の見直しということで、皆さんご存じのように、後期高齢者医療制度は廃止をするということが決まっております、それを前提にした上で、今後この後期高齢者医療制度も含めてどのような医療制度、保険制度にしていくかという作業をいろいろ検討しております。

当然、今まで国保の中に含まれていたのを後期高齢者という形で分離したわけですから、当然、国保の制度をどうするのかということも議論的になっておりまして、現在の後期高齢者医療制度に入っている高齢者を今の案では会社員とその扶養家族につきましては健保組合のほうに、それ以外については国保のほうに加入をさせるという案が出されておまして、ただ、そういう形で単純にもとに戻すということになりますと、市町村単位での国保の財政基盤が非常に危うくなるということでもありますので、国保に加入した後期高齢者の方に限っては都道府県単位で移管をするということで、それを皮切りにして、将来的にはすべての年齢の方を対象にして都道府県単位の運営を目指すというふうに会議ではなっております。

そのような国あるいは厚労省の動きとともに、大阪府内の動きですけれども、橋下知事と市町村長との意見交換会において、多くの市町村長から、この市町村国保の窮状について訴えがありました。非常に苦しいという声がありまして、市町村単位で国保を運営していくには基準外の一般繰り入れで国保の保険料を下げているけれども、もうそれが、一般会計がこれだけ苦しくなってくると限界に来ているというような声もありますし、あるいは給付そのものの制度につきましても、国の補助金というのは3分の1程度しかありません。これをもっとふやしてくれないと、市町村の給付に対する負担自身も医療費の増高に従って上がってくるというそういうような声、そして、それを解決するためには、やはり一定の広域化が必要であるという意見がありまして、橋下知事のほうからは、それでは大阪府として新たな財政負担が発生しないという前提で、この

保険料についていろいろ検討してみたいという提案がなされました。これが先ほど7月22日と言いましたけれども、そもそもの出発点は5月の27日に橋下知事と市町村長との意見交換会において出されたものであります。

これを受けまして、6月13日に市町村長会の代表者と大阪府知事で構成する国民健康保険広域化検討委員会が設置をされております。この検討委員会のほうで、さまざまな問題について検討をするということになっておりまして、事務的な検討については、さらにワーキンググループ等をつくるということで、このワーキンググループについては、既に大阪府広域化等支援方策の策定に関する研究会にワーキンググループが既にありまして、このワーキンググループで先ほどの国民健康保険広域化検討委員会で論議すべき課題の事務的な作業というものを同時にやっということになっております。

それから、7月16日に、これは町村長会というよりも市長会ですけれども、定例の市長会が行われております。あわせて7月21日にも町村長会での定例の総会が開催されまして、市町村国保については広域化を進めるというそういう方針について、改めて確認がなされております。それで、7月22日の府と先ほど言いました16市町村長が出席をした協議の場において、改めて市町村長のほうから、市町村国保の広域化に向けて大阪府のほうで強いリーダーシップでこれをやってほしいという意見がありました。

この議論の中で、現行の保険者は市町村ですけれども、都道府県が保険者となるか、市町村のままかという、この保険者問題をどうするのかという課題への方針を出す前に、大阪府が、つまり都道府県が保険者とならずに、現行の市町村が保険者のままで保険料だけ統一するということができるのではないかという知事の提案がありました。これについては、市長会と町村長会はそれぞれ持ち帰って部会で検討するということになっております。

恐らく、新聞の見出し等で「統一料金へ」というのは、この橋下知事が提案したことについて、それはそれで出してみるということですから、記事になったのではないかということだと思えます。確かに大阪府知事のほうからは、大阪府版の統一的な制度設計に着手して年内にはばくっとした案が出せるように努力したいというような集約がなされているところです。

そのような状況ですので、この都道府県にするのか、つまり保険者を都道府県にするのか、あるいは現行の市町村のままいくのかというような論議を踏まえずに、とりあえず保険料の統一を先行させるということについては、そういうような考え方が示されただけであって、まだ市長会も町村長会も、そのように先行して保険料の統一をまずやるのかどうかということを承認なり論議をしておりません。しかも、まだ大阪府のほうは、仮にそのような数字を出してきたとして

も、まず試算をするについて、いろいろ前提条件があるんですけれども、その計算上の前提条件すらわからないということで、何もわからないので、高くなるか、低くなるかというのは今の段階ではわからないというのが現状であります。

そういう状況ですので、今後も大阪府あるいは市長会、町村長会での議論というのを見守っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○竹内邦博副議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいま、この流れについての一連の経緯が語られたところであります。

大きくは、芦田部長が答弁の中でおっしゃっていた国の流れが背景にあるということは認めざるを得ないところだと考えますが、部長、いろんなことを答弁の中で盛り込まれておられましたが、その中で1点だけ先に言うとかなあかんと思うことは、広域化の方針が国として広域化を進めるということで一つの大きな方針を持っていて、後期高齢者医療制度について少し触れられましたけれども、これを廃止するということを言われていましたが、確かに廃止するということではありますけれども、問題は廃止した後の制度がどのようなものであるのかということが大きな問題でありまして、今、批判的になっているのは、75歳で年齢を差別するのかということが大きな問題になっているわけですけれども、この年齢を引き下げて65歳で年齢を区切りましょうということに大きくかじを切り始めているところでありますので、このことについては岬町の住民の皆さんにも大きく影響が今後及んでくるということになりましようから、私はもちろんこういった今後の差別医療を拡大するということについては大反対でありますし、町としても、このことによって住民の皆さんに及ぶ影響、また被害などについても、慎重に見守っていただきたい、また、住民の利益を守るために頑張っていたきたいということを一言申し上げておかないといけないと思いながら聞いていたところであります。

それで、料金のことについて、高くなるか、安くなるか、お聞きしたところでありますけれども、その答弁として、市町村長が承認をしていないと、このことについてきちんと論議がされていない状態であるということが述べられましたけれども、芦田部長がおっしゃったとおり、5月27日、6月13日、7月21日、22日と、これまで複数回にわたって、このことについては議論をする機会が繰り返しあったわけですね。その直近の状況においては、7月22日、先ほど申し上げましたけれども、その場で16の自治体の市町村長が国保について厳しいということ、窮状を訴えたということが芦田部長の口からも語られて、その席上で、国保の窮状を何とかするために法定外の繰り入れをやめたいということが赤裸々に語られているわけですね。それと同時

に、自治体独自で行っている減免制度も非常に重荷だということが語られていて、先ほど部長がおっしゃった橋下知事がリーダーシップをとって料金の統一化をするということが確認をされているというのが事実だと思いますので、承認していないとか、論議していないという段階は既に越えているというふうに私は受けとめております。

また、試算の前提がわからないというお答えがありましたけれども、この議論を普通に読み取っておりますと、試算の前提となるのは各市町村が行っている法定外の繰り入れをやめるということと、それから条例で行っている減免をやめるということが統一保険料の試算の前提となるというのが自然な受けとめであるというふうに考えるものであります。

ですので、担当部局に対しては、具体的にこういったことを前提にしてと条件を与えられて試算をせよということが、まだ指示等、来ていない状況ではありまじょうが、これまでの話し合いの状況を見ていると、そのような一般会計の繰り入れをやめることと条例減免をやめることと、この二つのことが前提となっている、そのことは理解されることではないかと思ひます。

岬町については、法定外の繰り入れは行っていないところでありまじょうけれども、ほかの多くの自治体では一般会計からの繰り入れを行って保険料を安くする努力が図られているところでありまじょう。大阪府下全体の状況を担当部局はおつかみのことかと思ひまじょうけれども、念のため申し上げておきますと、2008年度の実績では、大阪府下43の市町村のうちで法定外の繰り入れを行っていないのは岬町を含む7団体だけで、84%の団体で法定外の繰り入れを国保に対して行っているというのが実態でありまじょう、大阪府下全体の繰入額の合計は約300億円となつているところでありまじょう。

先ほど、繰り入れをやめるということが前提となるではないかと申し上げておひまじょうけれども、この繰り入れをやめると、300億円もの繰り入れをやめるということは、その分、保険料が高くなるということになるのではないでしょうか。大阪府下の国民健康保険の加入世帯は昨年度末で約150万世帯ですから、単純計算したところでも1世帯あたり年間2万円の値上げとなる可能性が大いにあるわけでありまじょう。

保険料が値上げされるということが予測されたという状況に至つても、岬町としては統一料金化に踏み切るという決断をするのかどうか、改めてお聞きしたいと思ひます。

○竹内邦博副議長 ただいまの質問に対しまして、理事者の答弁を求めます。

住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 中原議員のご質問にお答ひします。

まず、先ほど保険料について、岬町は法定外繰り入れをしていないということ、確かにそれ

は事実であります。ただ、岬町として、それでは保険料について何とか引き下げるといふ努力をしていないかという、そうではなくて、しているわけです。

というのは、国保についての基金がありまして、それを毎年、保険料の算定の際に充当して、通常、給付見込みから算出される保険料よりも下げているというような状況であります。例えば平成22年度の国保料につきましても、給付の伸びからしますと13%程度、保険料を上げないと、その給付を賄えないという見込みが出てきたところですけども、そのうち10%を基金からの取り崩しで充当して、3%については何とか被保険者の方に負担していただくということで実施をしてきたところでありまして、そういう事実があるということ、まずお伝えをしておきたいと思っております。

それと、高いか、低いかということで、先ほど法定外繰入金、大阪府下で300億円に達するというふうにおっしゃられました。確かに、その分をゼロにしたら、その分が保険料にはね返るといふ計算だろうと思っております。確かにそうだと思います。

ただ、国保の保険料につきましても、単純にそれだけでは済まないような制度がありまして、まず保険料率の計算について、岬町、大きく言って、応能割半分と応益割半分というそういう基本的なルールがあります。所得に応じてというのと利益に応じてという。この応能割については、岬町の場合は所得割と資産割というもので、この50%のうち所得割を4割、資産割を1割という形で計算をしているわけです。応益割のほうの50%については、均等割を35%にしよう、平等割を15%という形で配分をして、それで最終的な保険料というのを決めるというふうになっているわけです。

これも市町村によりまして、この応能割、応益割の割合というものは当然違いますし、資産割がもう既にならぬところもあります。これらの負担割合をどのようにするのかということについて、ちょっと中身を大阪府がどのような計算の仕方をしていくかによっても、また保険料というのは額が変わってくるので、私たちとしても、ちょっと何とも言えないという状況であります。

それと、中原議員のご質問でありますけれども、そういう形で高くなっても入るのかどうかというようなご質問がありましたけれども、私たちとしては、もともと国保というのは国が全国民に対して、つまり健康である、あるいは健康を害したときに何らかの医療行為をしなければならない、それを全国民が適用できるようにしようという最初の出発点があったわけです。そういうのからすると、国がこの制度というものを全体的に統括すべきだし、今の国の補助のあり方というものもだんだん少なくする方向にかじを切っておりまして、そういう面では非常に不満であり

ます。もっと国のほうがこの国保の制度の充実についてやってほしいというのが、私たち市町村国保の思いだろうと思います。ただ、現実的に国の財政状況を考えたときに、それでは国が全部面倒を見るかというふうになったら、それはそうもいかないだろうということはもちろんわかっているわけです。

それと、現実的に、このような今の大阪府の進みぐあいから見て、保険料が出されたときに入るかどうかというのは、これは岬町が単独で判断すべきということではないということでもあります。まず、市長会も町村長会全体として市町村国保、市町村が単独で国保を運営するということについては限界があるという認識で一致していますし、これを広域化しなければならない、してほしいということも一致をしております。

ただ、橋下知事がおっしゃったように、国保を市町村営から都道府県営に変えるという前に、これは法改正が必要なんですけれども、そのような法改正の手続をする前に、まず保険料を統一したらどうかと、そういうような方法があるよというような提案に対しては、市長会と町村長会も、それは内部で検討して、そういう形で先行して国保の保険料を統一化するかどうかということをもまず決定するだろうと思います。そこら辺については、都道府県営になって、それで初めて都道府県が保険者だから保険料を賦課する権限があるんだから、そういう形で都道府県が国保を運営する主体というふうになって初めて、保険料を大阪府が賦課、つまり計算できるという原則論に立つのか、あるいはそういう形でとりあえず保険料を大阪府がはじき出した金額で、皆さん、市町村全員この金額でいきましょうねという形での合意をとるかかどうかというのは、これから議論されることだろうと思います。ですから、今の時点では、私たちは何とも言えないという状況であります。

以上です。

○竹内邦博副議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいまの答弁の中で、またさまざまことが語られましたけれども、今、芦田部長の口から国の姿勢について少し語られたところがありました。その前に、岬町として努力しているということが語られたところでもあります。

私も全く努力をしていないと言うつもりはありません。町として、住民の皆さんから国民健康保険料が高いと、払えないという訴えもお聞きになっているところであろうと思いますし、そういった皆さんに対して分割の納付の仕方等相談に乗り、実態からかけ離れない程度に分納していただくというような相談にも乗っておられるということもよく存じ上げているところでもありますし、基金から繰り入れをして保険料がなるべく上がらないように努力をしていると、過去にも

そういった努力を重ねてきたということも事実として確認するものであります。

しかしながら、基金から繰り入れているということにつきましては、基金というのは前年度までの事業を行い、また医療の給付等を行い、そこで残ったお金ということになるわけですね。ということは、出所はどこなのかということを見ると、保険料を取り過ぎた残りであるというふうにも言えますので、そういう意味では、保険料を納めてきた住民の皆さんに余った分を返すということは当然でありますから、基金から繰り入れていると、その英断については評価するものでありますけれども、そのことについて、頑張ってるんだということを余り主張されるのはいかがかなという思いもしながら聞いておったところであります。

この問題について、少し時間がなくなってきましたので、何点か気になる点がほかにもあるんですけれども、国のあり方について少し述べられたところでもありますので、そのことについて1点お聞きしておこうかと思います。

芦田部長の先ほどの答弁の中で、国民健康保険のあり方として、国がもっと端的に言うと補助をもっと出してほしいと、このことについては非常に不満を感じているということが語られました。これは担当部局としては非常に正常な考えであると私も考えるものであります。国としては国民皆保険ということをやっているわけですから、国として、きちっと責任を持って財政的にも支援をするというのが当たり前の姿勢であると考えられるものでありますので、そういった意味では国に対して今まで削ってきた補助金、国の国庫負担をもとに戻していくということを強力に求めていく必要があると思えます。

そういう意味では、大阪府とそういった点で手を取り合って国に対して補助の復活を求めるといったことが必要かと思えますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○竹内邦博副議長 住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 中原議員のご質問にお答えします。

このことについては市町村、大阪府も当然そのことを認識しておりまして、大阪府も国に対する要望の中で、そのことは主張しているというふうに思います。

それと1点だけ、中原議員が先ほどおっしゃったことの中でちょっと修正をしていただきたいということで、僕らの認識とちょっと違うところがありまして、保険料の問題につきまして、先ほど基金というのは、それまでに累積された、言うたら取り過ぎの保険料の分の蓄積じゃないかというふうにおっしゃられました。確かにそういう部分はあるんですが、それ以外に、これは数年前に国のほうから、岬町がこの国保の給付について、さまざまな先進的な取り組みをやってきたということでの交付金が2億円だったと思えます。それがおりてきたということで、それがほ

とんど基金を占めているということで、その中から保険料のほうに充当しているという事実を知っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○竹内邦博副議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 芦田部長からご丁寧にご説明いただいたところでありますけれども、おっしゃられたのは特別調整交付金のことかと思えます。そのことは事実として私も十分に把握をしているところでありますし、こういったたまってきた基金を保険料を値下げするために使うようにということも、これまで繰り返し求めてきたところでありますので、その点についての認識は一致しているものと私は考えております。その基金を含めて、取り過ぎた保険料も含めて、保険料の値上げを抑制するために投入してきたということについての英断は評価するという立場でありますので、その点はそのように理解をしていただきたいと思えます。

それから、先ほどの質問で大阪府も認識をしているということで、府も国に対して財政的な援助について求めていくであろうというお答えでしたので、町としても大阪府と協力をして、国に対して削られてきた補助金をもとに戻していくようにということは強力に求めていっていただきたいと思えます。そのことが岬町だけではなく、全国の市町村の財政危機を救済する方法であると考えられるものであります。

といいますのは、芦田部長の口から語られてきた市町村長からの国保財政についての限界、窮状、そのことを発端として広域化をするということが確認されたということがありましたけれども、その一番の発端は何かといいますと、つまるところ、芦田部長がおっしゃられた国からの国庫負担が減らされてきたということによって、市町村の国保の財政が厳しくなったということが根本の原因でありますから、これを何とかしない限り、苦しい自治体が幾ら寄せ集められても、その苦しみは解決することはないであろうということを申し上げざるを得ないものであります。

この問題について、もう時間がなくなってきましたので、また今後の経緯を私も注視していきますし、岬町としても住民の皆さんに及ぶ影響がどのようなものであるのかということに敏感にキャッチしていただいて、対応を岬町として主体的に判断していただきたいと、そのことを求めるものであります。

このことについては、先ほど保険料がどうなるのかということについてのみに質問し、やりとりをさせていただいたところでありますけれども、保険料の問題にかかわって言えば、先ほど来、申し上げていた法定外の繰り入れが他の市町村ではなくなってしまうということに加えて、岬町でも独自で行っている条例による減免も廃止される可能性が大いにあるということが懸念される

ものであります。

こうなった場合、条例減免によって救済されていた世帯の皆さんへの影響はもちろんのこと、その分の財政の繰り入れがなくなるわけですから、また保険料の値上げにつながりかねないということが大いに懸念をされるところであります。

また、広域化された場合に心配されることの一つとして、住民の声や実態が料金や運営に反映されるのかという問題があります。現在よりも住民の声が届きにくくなるということも大いに予想されるところでありますので、この問題については先ほど申し上げましたとおり、町として住民の利益を守る立場で、命と健康を守る立場で、この問題に当たっていただきたいということを改めて求めるにとどめておきたいと思っております。

最後に、多目的公園の企業誘致について質問をいたします。

現在、企業の募集に対して3社が応募してきており、審査会における審査結果が公表もされ、住民の意見を聞く機会が設けられたところであります。近日中に進出候補事業者の決定が行われる運びとなっております。

3社については、住民生活に被害を及ぼすものでないかどうか、今後の詳細な事業計画を注視していく必要があると考えるものでありますが、今回、私が懸念しているのは、多目的公園内に産業廃棄物の処理業者が進出するようなことはないのかという問題であります。

先日、町内7カ所においてタウンミーティングが行われ、ある会場では参加した住民の皆さんから、産廃が進出するようなことはないのか、産廃は絶対に受け入れられないといった質問や意見が相次いだ場面がありました。産業廃棄物処理業者が進出してくるというようなことはないのか、改めてお聞きしておきたいと思っております。

○竹内邦博副議長 総括理事、白井保二君。

○白井総括理事 それでは、ご質問につきましてお答えさせていただきます。

まず、多目的公園の企業誘致に係ります計画を含めまして、ご説明させていただきたいと思っております。

多目的公園の事業活動ゾーンに係る企業誘致につきましては、昨年度に多奈川地区財産区及び岬町跡地・地域整備まちづくり検討委員会にて地元の関係者のご意見をお聞きし、町議会との経過を踏まえまして、次の方針、すなわち、食と農に加えまして良好な周辺環境と調和する業種を誘致分野に加える。農業におきましては、畜産業を除く。廃棄物処理業の許可等を要する事業を除く。業者選定に当たっては地元の意見を聞く。最後に、企業誘致が進まなければ、誘致対象の見直しの検討を行う。この五つの方針を町の意見として取りまとめました。

その後、大阪府と岬町で構成いたします岬町多奈川地区整備促進協議会では、先ほどの町の意見を踏まえまして、今回の企業誘致の応募資格といたしまして、多目的公園の基本コンセプト及び土地利用計画に沿った事業計画を行っていただける事業者であること、ただし、廃棄物の処理施設、畜舎、公園利用者の活動及び地域住民の生活環境に支障を生ずるおそれがあると岬町多奈川地区整備促進協議会が判断する事業や施設を応募対象から除くという応募資格を定めまして、本年の4月の26日から6月30日まで応募を行ったところでございます。

今回の応募によりまして、3事業者から応募いただきまして、現在、この候補者の選定手続を行っているところでございます。今回、応募のあった事業者につきましては、もう既にご説明させていただきましており、3事業者とも廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設に該当するものではありません。

また、現在、進出希望者がいない事業活動ゾーンにつきましても、事業者を追加募集する予定でございます。しかし、この際には現行の応募資格を変えることなく、これまでの方針を堅持するという考え方でございます。

以上でございます。

○竹内邦博副議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 現在、3社とも産廃には該当しないと、それから、残りの土地についても現在、定めている条件のもとで募集を行っていくということが確認されましたので、結構かと思えますけれども、そく聞するところによれば、具体的な事業者名も、産業廃棄物処理業者の事業者名も漏れ聞こえているようでもあります。住民の生活を脅かし、公害をもたらしかねない産業廃棄物処理事業者の進出は、今後いかなることがあろうとも受け入れないように改めてこの場で強く求めて、質問を終わります。

○竹内邦博副議長 中原 晶君の質問が終わりました。

次に、川端啓子君。

○川端啓子議員 ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。通告どおり一問一答方式でさせていただきますので、よろしく願いいたします。

最初に、福祉の充実、公共施設へのつえホルダー設置についてですが、手続中につえを立てかけておく場所がない、床に倒れたつえを拾うのが一苦勞など、高齢者や障害者の切実な声にこたえて、公共施設につえホルダーを設置している自治体がふえてきております。近くでは富田林市が設置されていると聞きましたので、先日、視察に行ってきました。

富田林市では、空きペットボトルなどを利用して、お金をかけずに手づくりで作成し、庁舎内

30カ所に設置されておりました。庁舎を訪れる高齢者や障害者の方々には大変好評とのことでした。高齢化率ではどこにも負けない当町にあって、ぜひ実施してほしい施策と思いますが、このつえホルダー設置についての当町の見解をお尋ねいたします。答弁をお願いします。

○竹内邦博副議長 ただいまの質問に対しまして、理事者の答弁を求めます。

住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 川端議員のつえホルダーのご質問についてお答えします。

外出時につえを利用されている高齢者、障害者の方が来庁をされまして、カウンター前のいすに座るときに、つえの置き場所がないということで、そのようなつえホルダーを設置してほしいという趣旨だというふうに考えます。

確かに、本庁の1階のカウンターを例にとりますと、住民の方が座られるカウンター側のところは、へりが少し丸みを帯びておりまして、カウンターにつえを立てかけても、そのまま滑り落ちることが十分懸念されます。

私たちも、先ほど川端議員がおっしゃられた富田林市の介護保険の担当者に、この件について問い合わせをしてきたところでありまして、富田林市では、職員が手づくりでペットボトルやおふろのマットを利用して作成をしてつけておるということであります。そこで、私たちも早速ですけれども、まずペットボトルを利用したつえホルダーを一つ試作しまして、高齢福祉課のいすに設置をしているところでもあります。もしあれでしたら、お帰りにちょっと見ていただきたいと思えます。

今後、高齢者、障害者の方の利用状況がどうであるかということも判断しなければなりませんし、今、試作をしていますその作品自身どうかということで、今後、改良も加えていかなければならないだろうというふうに思いますので、それらの利用状況あるいは作品の改良等を踏まえながら、今後つけていったほうが良いということになれば、どんどん1階窓口のほうに拡大して設置をしていきたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○竹内邦博副議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 ありがとうございます。

本当に、例えば私自身なんかでも、つえは持たないですけれども、例えば日傘なんかを書くときに立てかけたら、ぼとんぼとんと落ちるので、このつえホルダーのところにまたその日傘をかけるのにも便利かなと思えますので、かといって、またそれが邪魔になると言う方もあるかもわかりませんが、いろんな状況を見据えた上で、できるだけ皆さんに喜んでいただけるよう

にさせていただきたいということを要望しておきます。

次に、ワクチン助成についてですが、若い女性にふえている子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルス（HPV）と呼ばれるウイルス感染が主な原因であることが解明されており、しかも、がんになる前の状態を検診で発見することができる。つまり、ウイルスにきくワクチン接種と検診の定期的な受診によって発症を防ぐことが可能な予防できるがんです。

この子宮頸がんは、日本では年間で約1万5,000人の女性が発症し、約3,500人が命を落としていると推定されております。そして、このワクチンはHPVの種類の中でも子宮頸がん発症の原因の約7割を占めると言われる16型と18型のウイルス感染を予防するのに高い効果が期待できると言われております。例えば、日本で12歳の女子全員にワクチンを接種した場合、子宮頸がんの発生を年間73.1%も減らすことができるとの試算もあるそうです。そうした効果から、このワクチンは世界100カ国以上で承認され、その多くの国々で主に10代の女性を接種対象に公費助成が進んでおります。

ただ、こうしたすばらしいワクチンも万能ではありません。ワクチンを接種しても一部の型のウイルスにはききませんし、既に感染してしまったHPVを取り除く効果は確認されておられません。そのため、感染を早期に発見するための定期的な検診も必要不可欠と言われております。特に日本の検診率は低く、欧米が七、八割なのに対し、日本は二割程度なのが現状です。検診率を向上させていく取り組みも手を緩めてはなりません。

先ほども述べましたように、発症原因が唯一わかっているがんであり、それゆえ他のがんと異なり、ワクチンと定期的な検診の両輪によって、ほぼ予防できると言われている子宮頸がんについて、ワクチンが昨年承認され、販売が開始となったことから、ワクチンに公費助成を行う自治体がふえてきております。厚労省の調査によると、6月現在で114市区町村で公費助成を行っております。当町も女性の命を守るための対策としてワクチン助成に踏み切るべきと思いますが、当町の見解をお尋ねいたします。

次に、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンについてですが、細菌性髄膜炎は、脳を包む髄膜に菌が取りつき、炎症を起こす病気です。国内では毎年、約1,000人の子どもが発症していると言われております。病因菌は約6割がヒブで、続いて肺炎球菌が約2割を占めると言われております。発症年齢は生後3カ月から5歳ごろまでに多いが、70歳以上でも多いとされる決して侮れない警戒すべき感染症です。

発症の初期は風邪に似た症状を示すため、診断が極めて難しく、発熱後、1日から2日で死亡する例もあるそうです。また、25%に知的障害や運動障害、難聴など後遺症が残り、5%が死

亡するという、乳幼児にとって極めて重篤な感染症であります。

予防策としては、罹患前のワクチンによる予防が有効であると言われております。任意接種となり、ヒブワクチンは2008年12月から、小児用肺炎球菌は本年2月24日から販売されておりますが、ワクチンの接種が可能となっても全額自己負担なので、大変高額な費用がかかります。

また、病気の原因となるヒブ菌は、せき、くしゃみで飛び散ることによって感染が拡大するので、集団保育での感染が多い。ワクチン接種を受けると、のどなどにヒブ菌がつかなくなり、感染予防効果が高いと言われております。肺炎球菌は、小児の場合、肺炎や難治性中耳炎の原因にもなる。また、同ワクチンは小児期だけでなく、高齢期まで肺炎を妨げる効果が続く利点があるとも言われております。

人間の生命と健康を守ることは、政治の優先課題と言っても過言ではないと思いますし、ワクチンで予防できる病気には行政として手を尽くすべきだと思います。現にヒブワクチンに公費助成を行う市区町村は、2008年度は4自治体でしたが、2009年度は57自治体、本年は現時点で204自治体に急増しております。また、ヒブに次いで細菌性髄膜炎の原因となっている肺炎球菌の小児用予防ワクチンに公費助成を行う市区町村は、2009年度は1自治体だったのに対し、2010年度に入って11自治体にふえております。私は、このワクチン助成については以前にも質問しましたが、幼い子どもの命を守るため、再度質問させていただきました。

また、高齢者の死亡原因の上位に挙げられる肺炎、肺炎罹患者の55%が肺炎球菌によると言われております。そのような中、地方自治体の中からはワクチンを効果的に活用して住民の健康向上につなげる動きが出てきております。このワクチンは再接種の必要がなく、1回の接種で十分ですが、約5年間の効果があると言われております。ただし、全額自己負担の任意接種のため、1回およそ8,000円の費用が必要となるとも言われております。高齢者を肺炎から守るためにも、肺炎球菌の予防接種に公費助成をすべきと思いますが、当町の見解をお尋ねいたします。答弁、よろしく願いいたします。

○竹内邦博副議長 住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 川端議員のワクチン助成についてご答弁申し上げます。

小児のヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンの助成につきましては、川端議員のほうから昨年の9月議会及びことしの3月議会、相次いでご質問をいただいているところであります。

これらのワクチンにつきましては、現在のところ、公衆衛生法上、国が接種を勧奨して勧める定期接種ではなくて、任意に受ける予防接種の位置づけであることや、国の補助制度も現在全く

なく、町の厳しい財政事情が背景にあることから、単独での助成は困難であること。しかし、そのワクチン助成についての必要性は認識しているということで、町の見解を述べさせていただいているところであります。

その後、大阪府の市長会、町村長会とも連携をしまして、国のほうに、子どもたちの命を守るための必要な予防接種が定期接種として位置づけられるよう大阪府を通じて要望してまいったところであります。

また、今回提起されております子宮頸がん予防につきましては、20歳以上の方の定期的ながん検診で早期発見、早期予防を同時に呼びかけて、検診受診率の向上に努めているところです。子宮頸がん予防ワクチンは昨年10月に承認され、昨年12月より一般の医療機関で任意接種として希望者の方の接種が受けられるようになってきました。それ以降、関心も徐々に高まってきました。全国的には、この子宮頸がん予防のワクチン助成を単独で補助するという自治体も増加傾向にあるということは承知をしているところであります。

また、厚生労働省は、平成23年度の国の予算の中で特別枠事業の目玉として、この子宮頸がんワクチン接種の助成について予算要求をする方針を打ち出しているところであります。町としましては、これらの動きにすぐ対応できるように注目をしながら、あわせて、がん検診の受診率向上に向けた啓発活動を引き続き努力してまいりたいと考えております。

また、今回ご質問いただきました高齢者の肺炎球菌のワクチン助成についてですが、現在のところ、希望する方が全額自己負担で接種を受けている状況であります。

川端議員がおっしゃられるように、この肺炎球菌には90種類以上の型があって、そのうちの23種類に対してこのワクチンはきくんですけれども、接種後5年間、効果があると言われており、高齢者にとっての肺炎は重篤な合併症と言えることから、接種によって、一定予防効果が期待されているところであります。

しかしながら、このワクチンにつきましても、今のところ小児のヒブワクチンあるいは小児用の肺炎球菌ワクチンと同様に任意接種の位置づけであることから、町としましては、今後、関係機関とともに、国に対して助成制度の創設などを強く要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○竹内邦博副議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 ありがとうございます。

今、すべてこのワクチン助成については国の動向を見てというふうにお聞きしたんですけれども、各自治体が既に補助制度をやっているように、もし岬町がするとなった場合には、費用というの

はどれぐらいかかるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○竹内邦博副議長 住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 川端議員のご質問にお答えします。

まず、細かい費用の算定はしておりませんが、例えば高齢者の肺炎球菌ワクチンですけれども、これについては約7,000円が費用負担としてかかるというふうに聞いております。それから、ヒブワクチンについては、これは生まれたばかりの赤ちゃんの場合は、合計4回接種をしなければならないということで、1回当たりの費用が7,000円ということですから、1人当たり2万8,000円程度の費用がかかっているということでありまして、それから、子宮頸がんの予防ワクチンにつきましては、10歳以上で半年の間に3回接種をするということですから、これは費用はおおむね1人当たり5万円かかるというふうに聞いております。

それぞれの費用について全額を助成するということは、どこの自治体もやっていないというふうに考えております。3分の1とか2分の1あるいは額を一定決めて助成をするという制度ですので、例えば子宮頸がんについては1学年、例えば、ある一定の年齢のところから始めますと、おおむね100人というふうに勘定しますと、500万円の事業費に対して例えば2分の1を補助すれば、250万円が町の負担という形になるということでありまして、それから、ヒブワクチンにつきましても、生まれたばかりの赤ちゃんから開始するとしましても、これもおおむね各年齢100人というふうに換算しますと、ゼロ歳児の方100人に対して4回分の接種ですから、2万8,000円の100人分ということで、280万円に対して町の負担をどういうふうにするのかというそういう計算になるというふうに考えているところであります。細かい各事業別の数字について出しておりませんが、一応それらの事業費を参考にさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○竹内邦博副議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 ありがとうございます。

今、例えばヒブワクチンについては、ゼロ歳児100人を対象としたら、1人2万8,000円で280万円という金額が出てきましたけれども、これは、町としてこうした費用を使っても、後、やはりこのことによって医療費の削減にもつながってきますので、出してもまたそれ以上のものが戻ってくるし、やっぱり子宮頸がんについては今、国のほうも何とか来年度予算でというあれはあるけれども、ヒブワクチンはまだそこまで今回は国のほうも、まだまだそこまで動きは行ってないです。

町長、やっぱり幼い子どもさんの命を守る、また、同じこういうことを実施していくのについては、近隣のどこかがやってからでなくて、岬町がどこよりも先にやったということで、それだけ岬町の名前も出てくると思うんですけども、例えばヒブワクチンについてでも、岬町やっていこうという、そういう町長、何か考えはないですか。

○竹内邦博副議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 今、芦田部長のほうから説明のあったとおりで、川端議員さんのおっしゃる質問については本当に身を削るような思いなんですけれども、来年から就学前までの入院医療等々の補助金等も考えておりますし、今回については、確かに国の特別枠で子宮頸がんについてはそういった制度ができるということですので、我々としては、いち早く国の方針に基づいて助成制度ができるように努力はしたいと思っております。

しかし、あとのヒブワクチンと小児・高齢者用の肺炎のワクチンなんですけど、この助成については今、数字でお示ししましたとおり、非常に高額な助成をしなければならないとそういったところから、もう少し財政状況を眺めながら、今、行革を進めておりますし、新規事業についてもできるだけストップをかけながら、住民にある程度のご辛抱を願っている状況でございますので、そういった中で、やはり生命に関係するこのワクチン等については、今後、大阪府、また国の動き、また府とも十分相談をしながら、できる限り、川端議員さんの質問に少しでもこたえられる努力をしてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○竹内邦博副議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 このワクチン、やっぱりこのワクチンで救える命はワクチンで救っていくという、そういう予防行政というのか、ワクチン行政にこれからもしっかりと前向きに取り組んでいただけることを要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○竹内邦博副議長 川端啓子君の質問が終わりました。

○竹内邦博副議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

次の会議は、あす9月2日午前10時から会議を開きますので、ご参集ください。

どうもご苦労さまでございました。

(午前11時31分 散会)

以上の記録が本町議会第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成22年9月1日

岬町議会

副 議 長 竹 内 邦 博

議 員 奥 野 学

議 員 谷 本 貢